

標茶町立中茶安別小中学校ホームページ運用規則

この規則は、標茶町立中茶安別小中学校(以下「本校」と称する)の教育活動をより効果的に行うために、本校における学校ホームページの作成と公開に関し必要な事項を定めるものである。本校はホームページの作成と公開に際し、以下に定める事項に基づき運用するものとする。

記

1条 公開の目的

- (1) 本校の教育活動や学習活動などの情報を保護者や一般に情報公開することにより、学校教育への理解と協力を得る。
- (2) 地域社会等への開かれた学校の窓口として有効活用する。

2条 運用と管理

- (1) 本校ホームページの内容については個人情報の重要性を認識し、学校長の責任において運用・管理を行い、公開する。
- (2) 運用管理については、校内コンピュータ委員会を中心となって行い、全職員により更新を行う。

3条 遵守事項

- (1) 標茶町個人情報保護条例及び標茶町立小中学校におけるインターネットの利用に関する規則を遵守する。
- (2) ホームページへの記載内容は、1条 に沿ったものとする。

4条 情報の保護

- (1) 毎年、年度当初の「学校だより」にて、本校ホームページへの写真掲載について周知し、保護者の承諾を得る。

5条 内容の訂正及び削除

- (1) 本人もしくは保護者から内容の訂正や取り消しを求められた場合は、速やかに内容を変更する。
- (2) 教育委員会やその他の組織・団体、または個人から、ホームページの掲載内容に指摘を受けた場合は、速やかに適切な処置をとる。

6条 免責事項

- (1) ホームページに記載された情報の完全性・正確性に対して一切の保証を与えるものではありません。ホームページに含まれる情報もしくは内容を利用することで直接・間接的に生じた損失に関し一切の責任を負わないものとします。

7条 その他

- (1) ホームページ上の文書・写真等の著作権は、本校が有する。
- (2) この規則に見直しの必要が生じた場合は、本校職員会議で検討し、学校長が改訂する。
- (3) 本規則は、令和元年10月1日から効力を有する